

平成27年度 第11回大島区地域協議会 次第

日 時：平成28年2月29日（月）
午後2時00分から

場 所：大島コミュニティプラザ2階
市民活動室1

開 会

1 協 議

- (1) 自主的審議事項に関する審議について
- ・少子化対策について

資料No.1

2 報 告

- (1) 答申に対する通知について
- ・諮問第 97号 上越市立大島地区公民館菖蒲分館の廃止について
 - ・諮問第 98号 上越市立大島地区公民館大島分館の廃止について
 - ・諮問第 99号 上越市立大島地区公民館保倉分館の廃止について
 - ・諮問第 100号 上越市立大島地区公民館旭分館の廃止について
- (2) 公の施設使用料の減免制度の見直しについて

資料No.2

資料No.3

資料No.4

資料No.5

資料No.6

3 その他

閉 会

新規就農者等定住転入促進事業の概要（未定稿）

1. 事業の目的

農業従事者の高齢化や後継者の不足に対し、新規就農者の募集・受入態勢を整備して、都会から上越市への移住・定住の新しい流れを作り、次代の農業を支える新規就農者を確保・育成し、地域農業や農村の維持・活性化を図る。

2. 事業概要等

(1) 補助対象者

A及びB事業：研修計画に即して研修を受ける50歳未満の者

C及びD事業：市外から転入し市内で就農等をする50歳未満の者

E事業：市外から転入し市内で農業経営を開始する50歳未満の者

(2) 事業内容

項目	事業内容	
農業体験・お試し研修	<p>(1) 集落等と調整し、研修メニューの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域マネジメント組織や集落等の要望調査 ②受入集落等を選定 ③受入集落等と研修の時期、内容等を協議 ④研修メニューを決定 <p>(2) 上越市への呼込</p> <ul style="list-style-type: none"> ①PRパンフレット、PRパネル等を作成 ②新農業人フェア等に出展 ③受入集落等で研修会の実施 <p style="text-align: right;">【新・農業人フェア】 (イメージ)</p>	
	<p>(A) 研修参加者レンタカー使用料補助金【市単新規】（定額、上限16千円、期間2泊3日）</p> <p>(B) 研修参加者宿泊費補助金【市単新規】（補助率1/2、上限10千円、期間2泊3日）</p>	
農業研修・就農への準備	<p>■ 法人に就業する場合</p>	<p>■ 独立就農する場合</p>
	<p>○法人の正職員として研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農の雇用事業【国】 ※年120万円×最長2年 	<p>○先進農家で研修生として研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青年就農給付金（準備型）【国】 ※年150万円×最長2年
<p>○就農に向け定住先の確保</p> <p>○農業用機械等操作</p>		
<p>(C) 新規就農者住居費補助金【市単新規】（補助率1/2、上限20千円/月、期間1年）</p> <p>(D) 大型特殊免許等取得費補助金【市単新規】（補助率1/2、上限50千円）</p>		
就農	○法人にて就業開始	<p>○独立にて就農開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営の安定に向けて ・農業用機械等の資本整備
		<p>(E) 中古農業用機械購入費補助金【市単新規】 (補助率1/2、上限500千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青年就農給付金（経営開始型）【国】 ※年150万円×最長5年

地域の担い手受入体制づくり事業【県単・継続】

1 事業目的

新規就農者の確保と着実な定着に向け、地域における受入体制整備を支援し、地域にとけこみやすくすることで、独立・自営就農及び定着を推進する。

2 実施期間 平成27年度～28年度

3 経費分担 県10/10、1/2(一部2/3)以内

4 事業費 14,600千円

5 事業主体 市町村(関係組織)、NPO法人、農業者の組織する団体、農業担い手公社等

6 事業内容

(1) 新規就農者居住環境整備支援事業(8,000千円)

就農希望者の呼び込みや地元農業者等による支援の活動体制が整備されている地域において、課題解決プランに基づく居住環境整備の取組を支援する。

標準事業費3,000千円×補助率2/3以内(補助上限2,000千円)×4地区

(2) 新規就農者受入体制づくり支援事業(6,000千円)

新規就農者の確保・定着に向け、課題解決プランに基づき、就農希望者の呼び込みや地元農業者等による支援を行う地域での受入体制づくりの取組を支援する。

標準事業費2,000千円×補助率1/2以内(補助上限1,000千円)×6地区

(3) 地域の担い手受入体制づくり推進事業(600千円)

農業者が取り組む課題解決プランの作成・実践を支援

(推進事業。県段階、及び上記補助事業に取り組む地域段階で実施)

地域の担い手受入体制づくり事業

【事業目的】 新規就農者の確保・定着に向けた地域における受入体制の整備を支援し、地域にとけ込みやすくすることで、独立・自営就農及び定着を促進する。

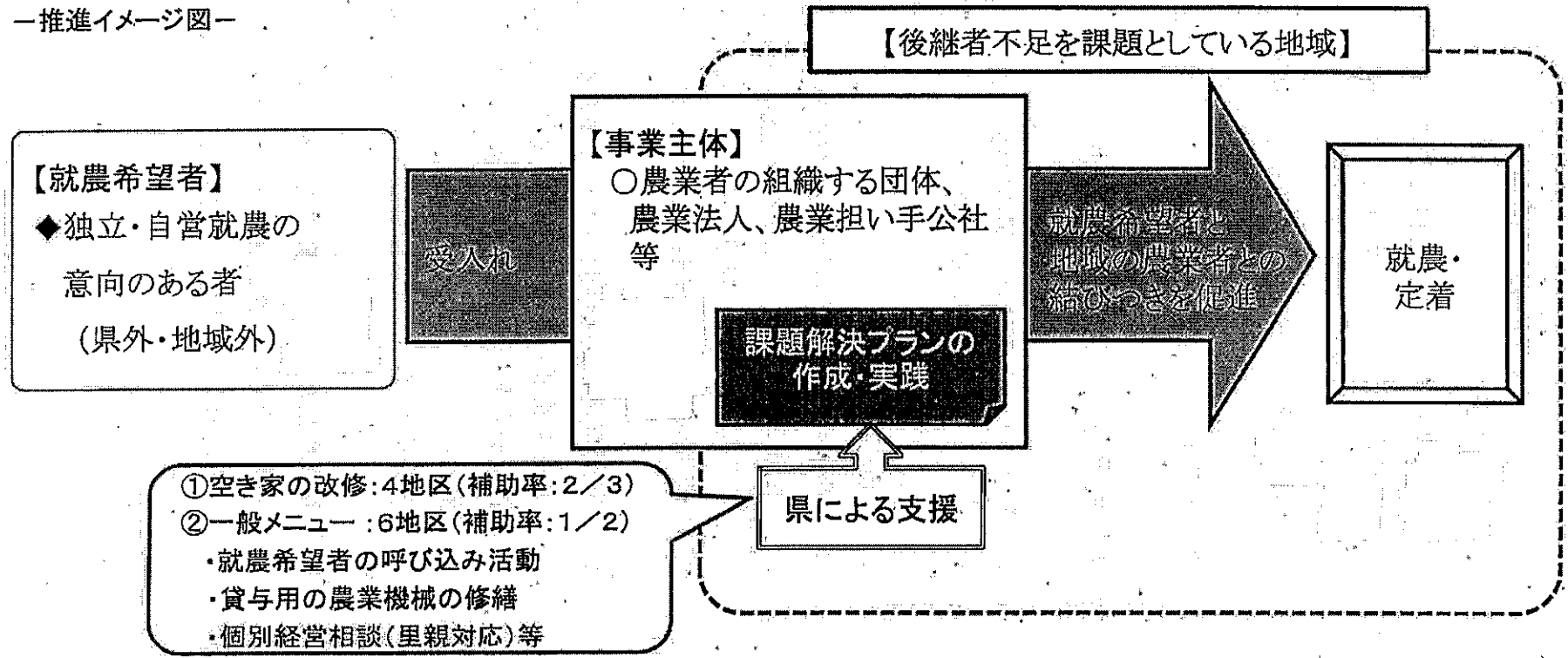
【対象地域】 後継者不足等を課題として認識している地域・集落

【事業内容】 ◆事業主体：市町村(関連組織)、NPO法人、農業者の組織する団体、農業法人、農業担い手公社等

◆実施期間：H27年～H28年(2ヶ年事業)

◆事業費：
 ①空き家の改修(新規就農者居住環境整備支援事業)…@3,000千円×4地区
 補助率2/3以内(補助額:3,000千円/地区×2/3×4地区=8,000千円)
 ②一般メニュー(新規就農者受入体制づくり支援事業)…@2,000千円×6地区
 補助率1/2以内(補助額:2,000千円/地区×1/2×6地区=6,000千円)

—推進イメージ図—



県内への移住を促進するため、市町村が行う移住者受入れの取組等を総合的に支援します

先般公表された平成27年国勢調査結果速報では、本県の人口は、230万5千人余りとなり、国立社会保障・人口問題研究所が前回国勢調査を基に推計した平成27年の推計人口を8千人弱上回る結果となりました。

県では、来年度においても、人口減少対策として様々な事業を展開することとしています。その一つとして、県内への移住をより一層促進するため、市町村の移住者受入れの取組等を総合的に支援することとし、関連予算を2月議会に提案します。

【支援内容】

市町村が行う次の取組に対して支援を実施

- 移住者の住まい確保
 - ・空き家活用のための家財道具等処分支援【新規】
 - ・移住者への民間住宅の家賃等の支援【継続】
- 移住促進施設整備【新規】
 - ・空き家等を活用した移住促進施設の整備
- 移住促進イベント開催【新規】
 - ・首都圏在住者等を対象とした移住促進イベントの開催
- 体験ツアー開催【新規】
 - ・首都圏在住者等を対象とした移住体験ツアー等の開催
- 移住者の受入れ・定着【新規】
 - ・民間団体との協働による移住希望者の相談対応など受入・定着の取組
- インターンシップ受入【継続】
 - ・県外在住の若者等の一定期間滞在型のインターンシップの取組

本件についてのお問い合わせ先
県民生活・環境部新潟暮らし推進課長 松田
(直通)025-280-5756 (内線) 2471

上教社第703号
平成28年2月15日

大島区地域協議会
会長 石塚隆雄 様

上越市長 村山秀幸
(教育委員会社会教育課)



上越市立大島地区公民館菖蒲分館の廃止について（通知）

平成28年1月28日付けで答申のあった諮問第97号上越市立大島地区公民館菖蒲分館の廃止について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

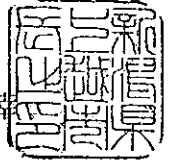
記

諮問のとおり上越市立大島地区公民館菖蒲分館を廃止することとし、平成28年上越市議会3月定例会に所要の条例案を提出します。

上教社第704号
平成28年2月15日

大島区地域協議会
会長 石塚隆雄 様

上越市長 村山秀幸
(教育委員会社会教育課)



上越市立大島地区公民館大島分館の廃止について（通知）

平成28年1月28日付けで答申のあった諮問第98号上越市立大島地区公民館大島分館の廃止について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり上越市立大島地区公民館大島分館を廃止することとし、平成28年上越市議会3月定例会に所要の条例案を提出します。

上教社第705号
平成28年2月15日

大島区地域協議会
会長 石塚隆雄 様

上越市長 村山秀幸
(教育委員会社会教育課)



上越市立大島地区公民館保倉分館の廃止について（通知）

平成28年1月28日付けで答申のあった諮問第99号上越市立大島地区公民館保倉分館の廃止について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり上越市立大島地区公民館保倉分館を廃止することとし、平成28年上越市議会3月定例会に所要の条例案を提出します。

上教社第706号
平成28年2月15日

大島区地域協議会
会長 石塚隆雄 様

上越市長 村山秀幸
(教育委員会社会教育課)



上越市立大島地区公民館旭分館の廃止について（通知）

平成28年1月28日付けで答申のあった諮問第100号上越市立大島地区公民館旭分館の廃止について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり上越市立大島地区公民館旭分館を廃止することとし、平成28年上越市議会3月定例会に所要の条例案を提出します。

公の施設使用料の減免制度の見直しについて

1 概要

貸館施設、体育施設及び学校開放体育施設における使用料の減免制度について、施設の設置目的や規模、利用団体の区分ごとに基準を定めるとともに、本年4月からの減免基準の運用に当たり、新たに減免対象団体の「登録制」を導入するもの。

2 これまでの検討の経過

時 期	内 容
平成26年7月～9月	市政モニターアンケート、施設窓口アンケートの実施
11月～平成27年3月	公の施設使用料の減免基準等の見直しに関する懇談会（計4回）
1月	行政改革調査対策特別委員会（検討経過）
3月～5月	地域協議会、町内会長連絡協議会への説明（見直しの基本方針）
5月	行政改革調査対策特別委員会（見直しの基本方針）
7月	施設の利用団体等を対象とした意見交換会 （計16回、約1,200団体へ通知し、約450団体が参加） ・施設利用者（15回、約1,200団体を対象） ・上越市体育協会加盟団体（1回、22団体を対象）
11月～12月	施設の利用団体等を対象とした説明会 （計25回、約1,600団体へ通知し、約400団体が参加） ・施設利用者（15回、約1,200団体を対象） ・上越市体育協会加盟団体（1回、22団体を対象） ・体育施設（学校開放含む）の利用者（2回、約370団体を対象） ・地域協議会（7区 ※残りの区は順次報告）
12月	行政改革調査対策特別委員会（最終案）

3 減免基準の基本的な考え方

(1) 応益負担の原則

- 施設使用料は、応益負担の考え方により、利用者が負担することを基本とし、減免は、公益性の高い活動等を支援する観点から例外的に行う措置とする。

(2) 減免対象者・利用目的・減免率・施設区分の考え方

- 減免対象者、利用目的により、減免による支援が必要な範囲を限ることとし、減免を認める施設も限定する。
- 利用団体の自主的・自発的な活動の側面を有するものは、市と利用者でと使用料を折半する考えから50%減額を基本とする。

(3) 公益性の高い活動への支援等の観点

- 施設の設置目的や規模等を踏まえて施設を区分し、「地域振興」、「スポーツ振興」及び「青少年育成」の観点を踏まえ、当該施設区分ごとに減免率を設定する。
- 学校施設は青少年の教育の場であり、体育施設は広く市民がスポーツを行う場であることなどの「施設の性質」の観点から整理する。
- 施設の規模や機能などの「施設のグレード」の観点から整理する。
- 積極的な活動が認められる施設の定期的な利用状況や青少年を主体とした活動などの「活動内容」の観点から整理する。

*貸館施設の区分

区分	説明
拠点施設	市域を越えた範囲での利用を想定する施設（文化会館等）
一般施設	市の核となる施設など、広域的な利用がある施設（市民プラザ等）
地域の集会施設	地域住民の活動の拠点となる地域に身近な施設（公民館等）

*体育施設の区分

区分	説明
拠点施設	大きな大会等を開催できる規模の施設（総合体育館等）
専門施設	特定の競技に特化した機能を備える施設（高田公園陸上競技場等）
一般施設	上記以外の施設（一般的な体育館等）
学校開放体育施設	小中学校の体育館、グラウンド

4 見直し後の主な減免基準（詳細は別紙のとおり）

(1) 地縁組織（町内会、子ども会、老人会等）

- 「地域振興」の観点から、地域活動を活発化させ、誰もがまちづくりに参画しやすくするため、総会・会議や行事その他の団体の設立目的に沿って利用する場合は、その活動拠点となる「地域の集会施設」、体育施設の「一般施設」、「学校開放体育施設」の使用料を100%免除とする。
- 一部の有志による趣味的な活動など、利用者個人の利益につながる利用については、減免を行わない。

(2) 青少年のクラブ

- 「青少年育成」及び「地域振興」の観点から、中学生以下の子どもの育成活動を行うクラブが、総会・会議、発表会、練習その他の団体の設立目的に沿って利用する場合は、その活動拠点となる「地域の集会施設」の使用料を100%免除とする。
- 「青少年育成」及び「スポーツ振興」の観点から、上越市体育協会又は総合型地域スポーツクラブに加盟し、定期的に活動する団体が日常的な練習その他団体の設立目的に沿って利用する場合は、体育施設の「一般施設」は使用料を100%免除、「専門施設」は50%減額とする。

(3) 成人のスポーツクラブ

- 「スポーツ振興」の観点から、上越市体育協会又は総合型地域スポーツクラブに加盟し、定期的に活動する成人のスポーツクラブによる大会、練習その他の団体の設立目的に沿って利用する場合は、体育施設の「一般施設」及び「専門施設」の使用料を50%減額とする。

5 登録制の導入

施設の利用者にとって分かりやすく、施設窓口において統一的な運用を図る観点から、「地縁組織のうち事前の把握が困難な団体」、「青少年のクラブ」及び「成人のスポーツクラブ」に該当する団体を審査し、登録を行う「登録制」を導入する。

6 減免制度の改定時期及び定期的な見直し

見直し後の減免制度の運用状況について、一定の期間経過後、評価を行うとともに、必要に応じて、改めて見直しを行う。

対象施設 対象者・利用目的	貸館施設			体育施設			学校開放体育施設	
	拠点施設 (文化会館、リージョン プラザ)	一般施設 (市民プラザ、教育プラ ザ等)	地域の集会施設 (地区集会施設、公民 館等)	拠点施設 (リージョンプラザ、総合 体育館等)	専門施設 (大潟体操アリーナ、 柿崎人工芝グラウンド、 陸上競技場等)	一般施設 (一般的な体育館、野球場、多目的広 場、テニスコート等)		
市主催事業	100%減免			100%減免			100%減免	
保育園、幼稚園、小中学校、中等教育学校 (前期課程)、特別支援学校、小学校体育連 盟、中学校体育連盟				授業・部活動	減免なし	100%減免 ※部活動による利用は午後7時まで		
市が育成し、又は設立に関与した団体等 (健康づくりリーダー、13区の住民組織、町 内会長連絡協議会、小中学校PTA連絡協議 会等)				総会・会議、行 事	100%減免			【中学校区内の施設】 100%減免 【中学校区外の施設】 50%減免
市共催事業	50%減免			50%減免			50%減免	
高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等 学校体育連盟				授業・部活動	減免なし	50%減免 ※部活動による利用は午後7時まで		減免なし
各種連合体 (子ども会連合会、老人クラブ連合会等)	総会・会議、行 事	50%減免			減免なし	【団体のある地域自治区内の施設】 100%減免 ※合併前上越市は1単位	【中学校区内の施設】 100%減免 【中学校区外の施設】 50%減免	
地縁組織 (町内会、子ども会、老人会、婦人会、青年会 等)	総会・会議、行事 (一部の有志によ る趣味的な利用 は対象外)					【地域自治区外の施設】 50%減免		
上越市体育協会、総合型地域スポーツクラブ	総会・会議、大 会、スポーツ教 室、講習会				100%減免			
各種競技協会・連盟 (野球協会、バレーボール協会、ゲートボ ール連盟等)					50%減免			
青少年(中学生 以下)のクラブ	上越市体育協会又は総合型 地域スポーツクラブの加盟 団体かつ定期利用団体				50%減免	100%減免		
	上記以外		減免なし	50%減免				
成人のスポーツクラブ(上越市体育協会又は 総合型地域スポーツクラブの加盟団体かつ 定期利用団体に限る)		減免なし	50%減免		減免なし			

	← 広域的な利用がある施設						→ 地域密着型の施設						
高田区		ミセ雪小町	雁木通りプラザ	高田図書館	高田地区公民館	女性サポートセンター	高田駅前コミュニティルーム	南三世代交流プラザ	旧師団長官舎				
		上越人材ハイスクール	小川未明文学館		町家交流館高田小町	福祉交流プラザ(会議室等)							
新道区		上越観光物産センター			農業研修センター芙蓉荘	新道地区多目的研修センター(新道分館)							
金谷区					金谷分館	中ノ俣地区多目的研修センター							
諏訪区					諏訪分館								
和田区					ラーバンセンター(研修室等)	和田地区多目的研修センター(和田分館)							
津有区					ファームセンター(会議室等)	津有分館							
春日区	上越文化会館	市民プラザ	埋蔵文化財センター(学習室)		春日謙信交流館(春日分館)	岩木多目的研修センター							
三郷区					三郷分館								
高土区					高土分館	高土地区多目的研修センター							
直江津区		市民いこいの家(和室等)	直江津屋台会館		学びの交流館	レインボーセンター	五智歴史の里会館						
有田区	リジョンプラザ上越(コンサートホール)	教育プラザ(大会議室等)	ワークパル上越		カルチャーセンター(直江津地区公民館)(研修室等)	有田分館	田園多目的研修センター						
八千浦区					八千浦交流館はまぐみ(八千浦分館)(集会室等)								
保倉区					保倉分館								
北諏訪区		上越リゾートセンターくるみ家族園(和室等)			北諏訪分館								
谷浜・桑取区					谷浜地区多目的研修センター(谷浜分館)	桑取地区多目的研修センター(桑取分館)							
安塚区					安塚ミプラ	安塚地区公民館	菱里地域生涯学習センター(会議室等)	伏野地域生涯学習センター	中川地域生涯学習センター	船倉地域生涯学習センター(交流室等)	安塚克雪管理センター		
浦川原区					浦川原コプラ	浦川原地区公民館	浦川原里山地域活性化センター	横住総合交流促進センター					
大島区					大島コプラ	大島ゆきわり荘	大島就業改善センター(大島地区公民館)	大島生活改善センター(大島分館)	大島旭農村環境改善センター(旭分館)	大島若者交流会館(保倉分館)	葛蒲農村環境改善センター(葛蒲分館)		
					大島地域生涯学習センター(研修室)								
牧区					牧コプラ(牧地区公民館)	牧ふれあい体験交流施設(研修室等)							
柿崎区					柿崎コプラ	柿崎地区公民館	かきざき福祉センター	下黒川分館	七ヶ地区コミュニティセンター	柿崎就業改善センター(黒川分館)	川西分館		
					柿崎農業構造改善センター(会議室等)								
大潟区					大潟コプラ	大潟地区公民館	大潟老人福祉センター	14の分館(町内会館)	長崎地区多目的共同施設(長崎分館)				
頸城区		ユートピアくびき希望館(多目的ホール)	坂口記念館(和室)		ユートピアくびき希望館(頸城地区公民館、大湊分館)(多目的ホール以外)	頸城コプラ	西部分館	大坂井分館	南川分館	明治東分館(町内会館)	大池いこいの森ビクターセンター(研修室)※宿泊除く		
						明治分館	明治南分館						
吉川区					吉川コプラ(吉川地区公民館)	吉川多目的集会場(吉川分館)	源地域生涯学習センター(会議室等)	東田中分館(集会室)	源分館	勝穂分館(集会室)	水源分館(吉川スカイトピア遊ランド)		
					吉川旭地区農業拠点センター(旭分館)	泉谷分館(集会室)	福寿荘						
中郷区		はーとびあ中郷(ホール)			はーとびあ中郷(中郷地区公民館)(ホール以外)	中郷コプラ	中郷いきいきサロン	片貝縄文資料館					
板倉区		あしんの里記念館			板倉コプラ	板倉農村環境改善センター(板倉地区公民館)	針分館(小学校)	山部分館(小学校)	豊原分館(小学校)	宮島分館(小学校)	孤立分館		
					筒方分館								
清里区		清里星のふるさと館(学習室等)			清里コプラ(清里地区公民館)	清里活性化交流施設	楯池地域生涯学習センター(会議室)						
三和区					三和コプラ	三和地区公民館	越柳地区研修センター	三和北部地区農業振興センター					
名立区					名立コプラ(名立地区公民館)	名立北分館(会議室等)	下名立分館	円田荘	上名立分館	不動分館	不動地域生涯学習センター(会議室等)		
					ろばた館(会議室等)								

拠点施設

地域の集会施設

一般施設

体育施設の区分

区分	体育館				野球場			多目的広場			テニスコート			プール			ゲートボール場			その他						
	拠点施設	専門施設	一般施設		拠点施設	専門施設	一般施設	拠点施設	専門施設	一般施設	拠点施設	専門施設	一般施設	拠点施設	専門施設	一般施設	拠点施設	専門施設	一般施設	拠点施設	専門施設	一般施設				
合併前上越市	上越市総合体育館(競技場等)	教育プラザ(体育館)	高田スポーツセンター	厚生北会館	ファームセンター(多目的ホール)	高田公園野球場	高田公園ソフトボール場	藤野野球場	高士スポーツ広場(野球場)		スポーツ公園多目的広場	今泉スポーツ広場多目的広場	教育プラザ(多目的広場)		総合運動公園テニスコート	高田公園第1庭球場	上越市庭球場	リージョンプラザ上越(市民プール)	オールシーズンプール			春日山ゲートボール場	中部ゲートボールハウス	高田西ゲートボールハウス	高田公園陸上競技場	春日山ベタシク場
	勤労身体障害者体育館		カルチャーセンター(体育室)	高士スポーツ広場(体育館)	ラーバンセンター(多目的ホール)		今泉スポーツ広場野球場	びょうぶ谷野球場			スポーツハウスはまぐみ(体育室)	やぶの川辺公園			高田公園第3庭球場	スポーツ公園(庭球場)							高田東ゲートボールハウス	直江津ゲートボールハウス	高田公園弓道場	
	リージョンプラザ上越(インドアスタジアム)		保体体育館(H28.4.1供用開始)	福祉交流プラザ(体育館)			スポーツ公園野球場				高田西小学校屋外運動場	春日中学校屋外運動場													リージョンプラザ上越(アイスアリーナ、レジャープール)	上越市総合体育館(卓球場及び柔剣道場)
安塚区			安塚B&G海洋センター	菱里地域生涯学習センター(体育館)	船倉地域生涯学習センター(体育館)						安塚和田スポーツ公園(グラウンド)							安塚B&G海洋センター(プール)					安塚多目的交流施設			
			須川地域生涯学習センター(体育館)																							
浦川原区			浦川原体育館				浦川原運動広場(野球場)										浦川原プール						浦川原谷ゲートボールハウス		浦川原運動広場(トレーニング棟)	
大島区			大島多目的ホール								大島中学校屋外運動場															
牧区			牧体育館															牧プール								
柿崎区	柿崎総合体育館(メインアリーナ等)		柿崎体育館	柿崎上山体育館			柿崎総合運動公園(野球場)			柿崎総合運動公園(人工芝グラウンド)	柿崎総合運動公園(グラウンド)				柿崎第一庭球場			柿崎屋内水泳プール					柿崎ゲートボール場		柿崎総合体育館(多目的フィールド及びクライミングウォール)	
大潟区			大潟体育センター							大潟運動広場	大潟運動場			大潟町中学校屋外テニスコート									大潟コミュニティスポーツハウス		大潟体操アリーナ	
頸城区			ユートピアくびき(アリーナ等)				ユートピアくびき(くびき球場)	頸城明治野球場		ユートピアくびき(ふれあいグラウンド)				ユートピアくびき(テニスコート)				ユートピアくびき(プール)					ユートピアくびき(いきいきコート)	ユートピアくびき(ゲートボールコート)		
吉川区			吉川体育館	泉谷分館(体育館)	源地域生涯学習センター(体育館)		吉川野球場								吉川テニスコート											
			東田中分館(体育館)	勝穂分館(体育館)	吉川旭地域生涯学習センター(体育館)																					
			竹直分館(体育館)	川谷分館(体育館)																						
中郷区			中郷総合体育館	片貝地域生涯学習センター(体育館)						中郷総合運動公園屋外運動場				中郷総合運動公園庭球場										中郷総合運動(ゲートボールコート)		
板倉区			板倉農業者トレーニングセンター	板倉北部スポーツセンター	寺野分館(体育館)					板倉運動広場				板倉庭球場									板倉ふれあいゲートボール場			
清里区			清里スポーツセンター	榑池地域生涯学習センター(体育館)						清里スポーツ公園(グラウンド)	清里中学校屋外運動場			清里スポーツ公園(テニスコート)	清里坊ヶ池湖畔公園(テニスコート)											
三和区			三和体育館	三和スポーツセンター	三和西部スポーツハウス					三和スポーツ公園(グラウンド)	三和中学校屋外運動場												三和ふれあいホール			
名立区			名立北分館(体育館)	不動地域生涯学習センター(体育館)	下名立地域生涯学習センター(体育館)					名立北分館(屋外運動場)																

施設使用料の減免登録団体の登録について

市の施設（貸館施設や体育施設）の利用は原則として有料ですが、地域活動や青少年育成活動に利用するなど、その利用目的に公益性が認められる場合には、使用料の減免を受けることができます。

減免の可否は、利用の都度、利用目的等により判断しますが、減免を受けるために、あらかじめ減免団体として登録をしておく登録制を導入します。これにより、減免の可否が分かりやすくなるほか、より一層の運用の統一を図ります。

このため、平成 28 年 4 月以降、使用料の減免を受けようとする団体の皆さんは、事前の登録手続きをお願いします。申請後審査を行い、登録の可否を通知します。

募集期間

随時受付を行っています。

※登録の審査は、平成 28 年 1 月 20 日（水）までの募集に申請があった団体を優先して行います。

提出場所

各施設の窓口、南・北出張所、各総合事務所の教育・文化グループ

※各窓口まで直接お持ちいただくか、郵送により提出してください。

登録手続きが必要な団体

<p>①地縁組織</p> <p>（婦人会、青年会、 地区振興協議会等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の範囲の地域の住民から構成されている団体であり、公益的な活動を実施していること ・地域の住民が、地域の維持・活力向上となる活動を行っていること <p>※次の団体は減免の対象となりますが、登録は不要です。</p> <p>町内会（自治会）、PTA、子ども会連合会に加盟する子ども会、老人クラブ連合会に加盟する老人会、自主防災組織</p>
<p>②青少年クラブ</p> <p>（中学生以下のスポーツ系・ 文化系クラブ等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生以下から構成される団体であること ・青少年を育成する成人の指導者がいること ・青少年の健全育成に寄与する活動を行っていること <p>※青少年のスポーツクラブは、上越市体育協会、総合型地域スポーツクラブに加盟し、かつ週 1 回以上の定期利用団体であるかにより減免率が異なります。</p>
<p>③成人のスポーツクラブ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生以上から構成される団体であり、上越市体育協会、総合型地域スポーツクラブに加盟し、かつ週 1 回以上の定期利用団体であること

登録団体として認められる共通の基準・要件

登録には次の要件を全て満たしている必要があります。

- ① 団体は、「地縁組織」、「青少年クラブ」、「成人のスポーツクラブ」のいずれかであること
- ② 自主的、自律的な活動が行われていることが客観的に認められる団体であること
- ③ 年間を通じて継続的に活動し、主な活動拠点が市内であること
- ④ 代表者の定めがあること
- ⑤ 原則として、団体の構成員が5人以上で、構成員の1/2以上が本市に住所を有していること
- ⑥ 構成員の親睦・交流のみを活動の目的とした団体でないこと
- ⑦ 次に掲げる団体でないこと
 - ・ 営利を主たる目的とした団体
 - ・ 政治活動または宗教活動を行う団体
 - ・ その他公共の利益に反する活動をする団体

※登録団体が要件を欠く等の理由で、登録を取り消す場合もあります。

提出書類

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| ①登録申請書 (様式 1) | ②構成員名簿 (様式 2) | ③活動計画書 (様式 3) |
| ④収支予算書 (様式 4) | ⑤活動報告書 (様式 5) | ⑥収支決算書 (様式 6) |

■記載例を参考に記入してください。

■様式2～6については、総会資料等で内容が確認できる場合、これを添付することにより、様式の提出は不要です。

■様式3～6については、上越市体育協会（上越市野球連盟などの上越市体育協会加盟の上部団体に加盟する場合を含む。）または総合型地域スポーツクラブに加盟する団体は、添付不要です。

■様式4は直近1年間の書類、様式5及び6については、前年度または直近1年間の活動内容が記載されている書類を添付してください。

申請書等の様式は、各施設の窓口、南・北出張所、各総合事務所で配布しているほか、市のホームページからダウンロードすることができます。

上越市減免登録

検索

問い合わせ先

■地縁組織（婦人会、青年会、地区振興協議会等）

上越市自治・市民環境部 共生まちづくり課

Tel.025-526-5111（内線 1764）

■青少年クラブ（文化系）

上越市教育委員会 社会教育課（教育プラザ内）

Tel.025-545-9245（内線 1220）

■青少年クラブ（スポーツ系）、成人のスポーツクラブ

上越市教育委員会 体育課（教育プラザ内）

Tel.025-545-9246（内線 1321）

■成人のスポーツクラブのうちゲートボール団体

上越市健康福祉部 高齢者支援課

Tel.025-526-5111（内線 1189）

■その他登録制の全般

上越市総務管理部 行政改革推進課（木田庁舎3階）Tel.025-526-5111（内線 1475）

インフルエンザ感染に起因する欠席児童数の調べ

大島小学校

区 分	1学年 8人	2学年 4人	3学年 13人	4学年 5人	5学年 7人	6学年 7人	計 44人
2月15日(月)							-
2月16日(火)			1				1
2月17日(水)			1				1
2月18日(木)	2	1	7		1		11
2月19日(金)	3	2	10	1	2		18
2月20日(土)							
2月21日(日)							
2月22日(月)	4	2	9	5	4	4	28
2月23日(火)	4	3	7	5	4	4	27
2月24日(水)	3	2	3	4	3	4	19
2月25日(木)	2	1	1	4	3	3	14
2月26日(金)	2	1	1	1	-	1	6

休 校 2月19日(金)から2月23日(月)

学年閉鎖 2月24日(水)から2月25日(木) (第4学年)